

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）新旧対照表

改正後（案）	現行																						
<p>（報酬）</p> <p>第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。</p> <p>3 別表に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては3,000円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円）を超えない範囲内で、規則で定める。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 （略）</p> <p>別表（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 <u>138,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市の選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 <u>99,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 <u>65,000円</u></td> </tr> <tr> <td>臨時に選挙管理委員に充てられた補充員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	教育委員会委員	月額 <u>138,000円</u>	市の選挙管理委員会	委員長	月額 <u>99,000円</u>	委員	月額 <u>65,000円</u>	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 10,000円	<p>（報酬）</p> <p>第1条 特別職の職員で非常勤のもの（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表において限度額が定められている報酬については、当該報酬の額は、市長が任命権者と協議して決定するものとする。</p> <p>3 別表に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては300,000円、月額報酬にあつては250,000円、日額報酬にあつては10,000円、時間額報酬にあつては3,000円（医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては400,000円、月額報酬にあつては600,000円、日額報酬にあつては30,000円）を超えない範囲内で、規則で定める。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 （略）</p> <p>別表（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 <u>126,000円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市の選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額 <u>90,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額 <u>59,000円</u></td> </tr> <tr> <td>臨時に選挙管理委員に充てられた補充員</td> <td>日額 10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	教育委員会委員	月額 <u>126,000円</u>	市の選挙管理委員会	委員長	月額 <u>90,000円</u>	委員	月額 <u>59,000円</u>	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 10,000円
区分	報酬の額																						
教育委員会委員	月額 <u>138,000円</u>																						
市の選挙管理委員会	委員長	月額 <u>99,000円</u>																					
	委員	月額 <u>65,000円</u>																					
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 10,000円																					
区分	報酬の額																						
教育委員会委員	月額 <u>126,000円</u>																						
市の選挙管理委員会	委員長	月額 <u>90,000円</u>																					
	委員	月額 <u>59,000円</u>																					
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 10,000円																					

区の選挙管理委員会	委員長	月額 <u>66,000円</u>
	委員	月額 <u>44,000円</u>
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 10,000円
人事委員会	委員長	月額 <u>181,000円</u>
	委員	月額 <u>152,000円</u>
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤）	月額 <u>150,000円</u>
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>78,000円</u>
農業委員会	会長	月額 <u>99,000円</u>
	副会長	月額 <u>65,000円</u>
	委員	月額 <u>60,000円</u>
	農地利用最適化推進委員	月額 <u>55,000円</u>
固定資産評価審査委員会委員	日額 10,000円	
市施設の運営協議会委員	日額 10,000円 以内	
公務災害補償等認定委員会委員	日額 10,000円	
【中略】		
社会福祉審議会委員	日額 10,000円	
医療扶助審議会委員	日額 10,000円	
民生委員推薦会委員	日額 10,000円	
国民健康栄養調査員	日額 <u>11,440円</u>	
国民健康保険運営協議会委員	日額 10,000円	

区の選挙管理委員会	委員長	月額 <u>60,000円</u>
	委員	月額 <u>40,000円</u>
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 10,000円
人事委員会	委員長	月額 <u>165,000円</u>
	委員	月額 <u>139,000円</u>
監査委員	識見を有する者のうちから選任された監査委員（非常勤）	月額 <u>137,000円</u>
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月額 <u>71,000円</u>
農業委員会	会長	月額 <u>90,000円</u>
	副会長	月額 <u>59,000円</u>
	委員	月額 <u>55,000円</u>
	農地利用最適化推進委員	月額 <u>50,000円</u>
固定資産評価審査委員会委員	日額 10,000円	
市施設の運営協議会委員	日額 10,000円 以内	
公務災害補償等認定委員会委員	日額 10,000円	
【中略】		
社会福祉審議会委員	日額 10,000円	
医療扶助審議会委員	日額 10,000円	
民生委員推薦会委員	日額 10,000円	
国民健康栄養調査員	日額 <u>10,870円</u>	
国民健康保険運営協議会委員	日額 10,000円	

老人ホーム入所判定委員会委員	日額 5,000円
障害者施策推進協議会委員	日額 10,000円
措置診察指定医	1回につき <b>14,335円</b>
精神科病院実地指導審査医	日額 <b>25,619円</b>
精神保健福祉審議会委員	日額 10,000円
精神医療審査会委員	日額 14,700円
自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員	日額 <b>13,335円</b>
障がい者福祉相談所嘱託医	日額 20,010円
指定難病審査会委員	日額 10,000円
ホテル等建築審査会委員	日額 10,000円
【中略】	
保存建築物選定委員会委員	日額 10,000円
建築審査会委員	日額 10,000円
公共交通協議会委員	日額 10,000円
<b>【削る】</b>	
自転車利用推進協議会委員	日額 10,000円
県営土地改良事業換地委員会委員	日額 4,500円

老人ホーム入所判定委員会委員	日額 5,000円
障害者施策推進協議会委員	日額 10,000円
措置診察指定医	1回につき <b>13,877円</b>
精神科病院実地指導審査医	日額 <b>24,773円</b>
精神保健福祉審議会委員	日額 10,000円
精神医療審査会委員	日額 14,700円
自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員	日額 <b>12,877円</b>
障がい者福祉相談所嘱託医	日額 20,010円
指定難病審査会委員	日額 10,000円
ホテル等建築審査会委員	日額 10,000円
【中略】	
保存建築物選定委員会委員	日額 10,000円
建築審査会委員	日額 10,000円
公共交通協議会委員	日額 10,000円
<b>土地区画整理評価員</b>	<b>日額 10,000円</b>
<b>土地区画整理審議会委員</b>	<b>日額 10,000円</b>
<b>土地区画整理審議会委員選挙の選挙管理者</b>	<b>日額 13,000円</b>
<b>土地区画整理審議会委員選挙の選挙立会人</b>	<b>日額 12,000円</b>
自転車利用推進協議会委員	日額 10,000円
県営土地改良事業換地委員会委員	日額 4,500円

就学支援委員会委員	日額 10,000円 以内	就学支援委員会委員	日額 10,000円 以内
【中略】		【中略】	
期日前投票所の投票立会人	日額 12,000円 以内	期日前投票所の投票立会人	日額 12,000円 以内
開票立会人	1回につき 12,000円	開票立会人	1回につき 12,000円
選挙立会人	日額 12,000円	選挙立会人	日額 12,000円
地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づく専門委員	月額 200,000円 以内	地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条の規定に基づく専門委員	月額 200,000円 以内
前各項に掲げる者を除くほか、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定により設置する附属機関を組織する委員その他の構成員	日額 10,000円	前各項に掲げる者を除くほか、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条の規定により設置する附属機関を組織する委員その他の構成員	日額 10,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。